

会 議 録

会議名 (審議会等名)	相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議		
事務局 (担当課)	交通・地域安全課 電話042-769-8229 (直通)		
開催日時	令和4年9月29日(木) 10時00分～11時30分		
開催場所	相模原市民会館 2階 第2中会議室		
出席者	委員	9人(別紙のとおり)	
	その他	0人(別紙のとおり)	
	事務局	4人(交通・地域安全課長、他3人)	
公開の可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input checked="" type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由	議事(2)特化条例に基づく支援施策(案)については、相模原市審議会等公開基準第2条第1項第1号の規定により非公開とする。		
議 題	<p>1 開 会</p> <p>2 議 事</p> <p>(1) (仮称)相模原市犯罪被害者等支援条例(案)骨子について</p> <p>(2) 特化条例に基づく支援施策(案)について</p> <p>(3) その他</p> <p>3 閉 会</p>		

議 事 の 要 旨

議事（１）事務局より説明を行った。

渡邊委員：第２条の定義の犯罪被害者等について、市に住所を有する者に限る、とするとのことだが、住所を有しない方への支援はどうするのか。あえて市内に住所を有する者という文言を入れない方が良いと考える。

事務局阿部課長：市内に住所を有する者という文言を入れないと、全ての犯罪被害者の方が対象となるため、定義としては市内に住所を有する方に限定させていただく。現実的には、市外の方も市内で被害に遭う可能性があるため、その方たちの支援については１０条の方で規定したいと考えている。

渡邊委員：他自治体で住所を有する者に限る、という表現をしているところはあるか。

事務局阿部課長：広島市、横浜市が同様の定義をしている。

椎橋会長：数は多くはないが例がないわけではない。

小森委員：県の条例も、県内に住所を有する者をいう、という書きぶりである。

生方委員：「本市に住所を有する」とは住民登録している、という意味か。

事務局阿部課長：そうである。

生方委員：相模原市は大学が多く、地方から市内に出てきて住民登録をせず一時的に居住している学生がいるが、そういった場合は対象となるのか。

事務局阿部課長：支援金、カウンセリングなどは対象外となるが、第７条の相談や、第１０条の住民登録のある市町村への連絡や協力等を行う。

生方委員：北海道や九州等、遠方から相模原市に進学して、住民登録せず一時的に居住されているような方については、相模原の支援の対象外となると支援を受けるために地元に戻らなければならない、非常に使い勝手が悪いと感じる。

椎橋会長：犯罪被害者等の定義について、条例の建付けとしては、本市に住所を有する者、つまりは住民登録者ということになる。その方たちは条例や支援施策に書かれている全ての支援の対象となる。一方で住民登録外の方も、相模原市で被害に遭われる可能性はあり、その際に当座の直接的支援は当然にしなければならないが、基本は住民登録地へ連絡し、条例や支援施策を持っている市町村が増えているので、そこで支援を受ける、というのが自然であると考えている。

渡邊委員：市民等の定義は「市内に居住し、通勤し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体」と広く定義しているのに対し、犯罪被害者等の定義を限定的にしていることに違和感を感じる。経済的支援等は市民税を払っている方に限定する、というのは理解できるが、その他の相談支援等は実施するというのなら、敢えて定義の部分で、市内に住所を有する者と限定をする必要はないのではないか。

椎橋会長：支援金や日常生活支援等のこともあるので、どこかで定義する必要がある。

渡邊委員：要綱等で細かな対象などは定義すればよいのでないか。条例は木で言う所の幹である。支援の主軸を決め、枝である要綱等で細かな内容を定めれば良いと考える。当然経済的支援に関することは住民登録があるものが対象になると思うが、条例の幹の部分で、相模原市民以外は犯罪被害者ではない、と言っているように感じられる。

椎橋会長：条例で対象に含まれているのに、要綱の方で対象外になってしまうと説明が難しいのではないか。

渡邊委員：それは他の条例でもやっていることではないか。条例で対象を限定せずとも、経済的支援は市民のみが対象である、ということは他自治体でもやっている。

椎橋会長：他市や県等にも定義はあり、本市に住所を有するもの、という文言を書いているところもあるが、犯罪被害者等の定義として住民登録があるもの、ということは当然の前提であり、明記するかしないかの違いである。

渡邊委員：第 10 条でいう、市内に住所を有しない者については犯罪被害者ではないということか。

笹野委員：事務局に伺うが、横浜市と県は条例で住所を有する者と限定的な表現をしているということだが、少なくとも県内についてはある程度統一性をはかる必要があると思うが、県内他自治体の条例はいかがか。

事務局阿部課長：川崎市の条文には含まれていない。

笹野委員：県内でも表現にばらつきがあるので条例で対象を絞る必要がない、という渡邊委員の意見は一理ある。しかしながら、条例で広く定義された対象を、要綱で絞るとなると、要綱と条例どちらが上かという議論にもなり、経済的支援だけ要綱で対象を限定するのは、条例上は対象とされているのだから支援するべきだ、という議論を生じさせる可能性があり、文言だけの部分で条例の趣旨が歪曲して伝わるようでは良くないと考える。条例に書く形はどうであれ、条例の趣旨が正しく伝わり、被害者の救済がどのようにされるか、ということが明らかにされなければいけないと考える。あとは法令の技術的な部分の問題も多少あるかと思うので、そこについてはここで議論することは難しいのではないか。

宇田川副会長：ここにいる全員が、できることなら全ての犯罪被害者を救いたいという気持ちを持っていると思うが、他方で制度上の限界であったり、適用範囲で言うと役割分担の問題もある。そんな中で相模原市に一步でも足を踏み入れた方全てを救済できるかという、予算の関係を含めるとあまり現実的ではなく、市民の理解といった点でも難しさがあるため、どこかで線引きは必要であると考え。性被害に遭われた大学生の方を弁護した経験があり、その方が住民登録をし

ていたかどうかは定かではないが、生方委員がおっしゃったように、支援対象から漏れてしまう事例というのは現実問題としてありうる。また、「市民等」の方が定義が広く、「犯罪被害者等」の定義を絞っているという点についてだが、市民に関しては犯罪被害者等を支援する努力義務を課せられる側として条例上で協力を求めているので、こちらは当然広くあるべきであり、矛盾はないと考える。

椎橋会長：今後市議会及び市民の理解が必要になってくるが、議会で審議する際には財政問題が議論される。納税される方をお助けする、支援対象者は納税者であるということが根拠になってくる。そういう意味で市民に限定する文言をいれるのが一つの考え方である。実質的には文言の有無のみで、趣旨が変わるものではないと考えるので、事務局としては市内に住所を有する者という表現を入れた方が条例の制定を進めやすいのか。

事務局阿部課長：庁内会議で対象者の範囲について意見が出るのが想定され、庁内の他の条例も同様の建付けで策定されている可能性が高いため、事務局としては市内に住所を有する者という表現で進めさせていただきたい。

事務局：条例には理念だけでなく、支援施策も記載される。そういった意味では給付に係る市民サービスの提供につながってくる、というところで総務法制部局も他の条例との並びも勘案している。我々としても思う所は同じなので、そこは庁内の関係課にも伝えていく。

永野委員：広島市の条文を参考にしたとのことだが、広島市も市内に住所を有する者に限るという表現を使用しているか。

事務局阿部課長：使用している。

永野委員：他自治体はどうか

事務局：横浜市は「市内に住所を有する者」という表現である。

永野委員：「限る」という言葉は強い印象を与える。内容は同じだが、言葉の強弱で印象が違ってくるので、表現の仕方を工夫したらどうか。

事務局阿部課長：総務法制部門と審議させていただく。

椎橋会長：検討した上で一番良い表現にさせていただきたい。自治体ごとで行う支援に差が無くなれば、こういった文言の問題もなくなる。すべての市町村が条例を作る方向に発展していったらほしいと考える。

竹内委員：事務局に質問であるが、第8条に記載のある心理相談とは、カウンセリングのみを意味するか。精神科医による治療等も含まれるか。

事務局阿部課長：カウンセリングを想定している。心理相談は代表的な支援の例示であるので、その他の中に精神通院の公費負担医療の自己負担分の支援等も含まれている。

椎橋会長：条例として、具体的かつ漏れのない表現にしたい、という考えであると理解した。

議事（２）事務局より説明を行った。

竹島委員：資料２-２の支援内容３の市営住宅の活用についてだが、使用可能な期間は設けているか。

事務局：市営住宅の目的外使用は１年間という期限がある。その間に年２回、市営住宅の正式入居のための抽選があり、その際に優先入居枠を活用していただくことも可能である。それ以外では民間住宅の紹介や転居費用の助成等の制度を利用いただくことも可能である。

竹島委員：目的外使用で入居した住居にそのまま住み続けたい、という場合は長期間の入居も状況に応じて可能であるか。

事務局：目的外使用は１年間と決まっているため、その間に優先入居枠を使って正式入居をしていただくことになると思う。

永野委員：弁護士による法律相談についてだが、神奈川県迷惑行為防止条例違反である盗撮、痴漢等による被害者は対象になるか。対象となる犯罪を定めているか。

事務局：事務局としては、基本的には全ての犯罪の被害者を対象にしたいと考えている。

永野委員：県の犯罪被害者サポートステーションでは、対象となる犯罪が限られている。県条例違反は刑法ではないため支援対象から漏れている。市の支援対象には含まれるのか。

事務局：事務局としては全犯罪を対象として実施したいと考えている。

永野委員：川崎市で対象となっている経済犯等も対象であるか。

事務局：対象である。オレオレ詐欺等の被害に遭われた高齢者の方は精神的に大きなダメージを負う場合があると聞いている。まずはワンストップ総合支援窓口で被害者の方のニーズを聞き取り、支援内容について判断していきたいと考えている。

永野委員：神奈川被害者支援センターとしても今後、県条例違反の痴漢・盗撮による被害者の方に対する支援を進めていきたいと考えている。法律相談は現在神奈川県弁護士会との連携で行っているが、市の方で条例違反についても法律相談やカウンセリングの対象として扱っていただければ助かる。

事務局阿部課長：サポートステーションで対象犯罪を１８犯罪に絞っている根拠や理由を教えていただきたい。

永野委員：平成２１年４月に県の被害者支援条例ができ、サポートステーションは平成２１年６月に設置された。当初は１８犯罪を想定していたのだが、県条例制定から１０年以上経過し、時代の流れとともに、その対象犯罪等の見直しが必要であると考えている。対象犯罪の他にも、交通事故の場合、サポートステーションの場合は全治３ヵ月以上の重傷者が支援対象であるが、神奈川被害者支援セン

ターでは全治1ヵ月以上の方が対象であり、その間でも差があるのが現状である。漏れが無い支援をするためには、現在サポートステーションの支援対象から漏れてしまっている痴漢や盗撮の被害者に対する支援は、県及び県警察の予算は使えないため、神奈川被害者支援センターの予算で法律相談・カウンセリングを行っていく必要があるため、市でも実施していただけるとありがたい。

事務局：前回の会議で、国外犯罪による被害者への支援について、政令市への調査を希望する意見をいただき、調査を実施したため現時点での結果を報告する。

特化条例制定11市、その他条例制定4市に調査を実施し、国外犯罪被害者に対する見舞金等の取り扱いについて調査したところ、12市中9市から回答をいただいた。支援対象としているのは4市で、5市は対象外としていた。本市としては国外犯罪被害者の方に対する支援も実施したいと考える。対象としている4市は、現時点で支給実績はないとのことであったが、県警察からの情報提供を元に客観的に被害を確認することができた場合は支援対象にすることを想定している。横浜市はマスコミ報道等で確認ができた場合も支援することを想定している。客観的事実の確認方法については今後竹内室長にも相談させていただきたい。

重傷病見舞金については入院要件を設けている市は西日本にはなかった。予算等の兼ね合いもあるが、事務局案としては、重傷病見舞金の支給要件から入院要件を撤廃したいと考えている。

永野委員：仲間内で殴って1か月の診断書をもらうようなことも想定できる。警察と連携を密にし情報提供を受ければ、被害の詳細がわかる場合があり、支援対象にするかどうかの判断ができるのではないかと。

生方委員：支援金等の支援の際には被害届の受理を確認すると思うが、法律相談、カウンセリングの支援を実施する際も同様の扱いか。

事務局：法律相談、カウンセリング支援の扱いについては、支援金等よりも支援を受けやすいように対象要件を設定したいと考えているが、詳細については今後県内他市の状況を確認しながら決定していきたいと考える。

生方委員：大ごとにしたくない、加害者からの仕返しが怖いという思いから、被害届を出すことを躊躇される方は多い。法律相談やカウンセリングを通して、被害届の受理につながるケースもあるので、支援を受ける際のハードルを下げただけるとありがたい。

事務局阿部課長：支援の決定のための基準を定めるべきという意見は、庁内関係機関からも意見が出ている。偽りの申請や、犯罪被害者と言えるか判断し難い相談等もあることが予想される。カウンセリング等、必要な支援につなげるための要件については、市として明確に定めていきたい。

事務局：サポートステーションでは県、県警察、被害者支援センターの三者で協議して必要な支援を決定されていると思うが、市のワンストップ相談支援窓口では

職員も限られている中で、適切な支援につなげるために、支援の決定プロセスの中で、庁内・庁外の機関からの助言をいただきたいと考えている。被害届が出れば客観的な判断が可能だが、精神的な被害については、医療的な判断が必要な場面もあり、支援の必要性の判断が難しいことも想定される。今後生方先生にもご助言いただきたい。

笹野委員：国家公安委員会の委員長が全国犯罪被害者支援フォーラムに係る記者会見の際に、性犯罪は被害者の尊厳を著しく踏みにじり、長期間に渡り心身に重大な悪影響を及ぼすとし、被害者がより一層相談しやすい環境整備が必要であると言及していた。相談しやすい環境の整備のためには、被害届を前提としない支援ということが必要であると考え。被害届を躊躇している方を救える手立てを考えていただきたい。

宇田川副会長：被害の実態がないのに支援を申請する詐取のケースとして想定されるのは、支援金のみである。カウンセリング・弁護士相談等を希望するケースはまずないので、支援金の支給要件はしっかりと決めていく必要がある。カウンセリング・弁護士相談が救済の端緒になることは間違いないので、支援内容によって要件の住み分けを進めていけば良いと考える。

竹内委員：精神的被害の回復の面で、自立支援医療費の助成があるが、精神科の医師にかかると治療期間が長くなる可能性がある。治療の中では、投薬行為、通院費等の負担もでてくる。医療費の助成の範囲は、診断料のみか。投薬料等も含まれているのか。

事務局：被害者に中長期的に寄り添うという視点では、カウンセリング実施と医療費の助成の両方をしている自治体は政令市でも数少ない。自立支援医療制度自体に投薬料等が含まれているかは確認する。いずれにしても、自立支援医療制度により1割負担になった自己負担額を市が負担する、という仕組みを考えている。

永野委員：カウンセリングについて神奈川被害者支援センターに委託するとあるが、痴漢等の被害者は現時点では支援対象からは漏れているため、痴漢等の被害者については市にすぐにつなげてよいか。

事務局：サポートステーション経由で市に引き継がれ、支援をするケースが多いと想定している。適宜市につないでいただきたい。また、カウンセリング支援について、サポートステーションの対象犯罪であれば、まずはサポートステーションで支援を受け、その後市の支援を受ける、という順序をとることで、最大20回まで利用可能である。

永野委員：被害者が最大限の支援を利用できるように連携させていただく。

竹内委員：支援対象となる犯罪の発生期間は、条例施行以降であるか。

事務局：そうである。発生期間を遡及するとなると、どこまでするのか、という議論になるため、条例施行後に起きた犯罪を対象とさせていただく。

渡邊委員：重傷病給付金について、入院要件を外していただいた案を考えていただきありがたい。入院要件を外すことで、申請数が膨大になることはないと思う。社会情勢を見ながら、将来的に入院要件を外していけたらよい。中野区が社会福祉協議会と協定を結び、日常生活支援を最初に始め、それが波及し、埼玉県でも同様の制度が作られたと聞いている。社会福祉協議会と連携すると良いのではないか。自立支援医療費の助成について、相模原市に相談してから利用する場合は制度を利用できるが、制度を知らず、直接病院に受診する方もいると思うので、精神科・心療内科を持つ病院等へしっかりと周知していただき、病院から対象者に市の制度を案内できるようにしていただきたい。

事務局：三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）等、医療機関にも情報提供していきたい。

笹野委員：社会福祉協議会は法定団体なので、全国にあり、犯罪被害者等支援の役割を担える組織であると考えている。実際に施策を実施する際は協力させていただきたい。条例を制定した自治体でも、庁内関係機関は条例や制度を理解していても、外部機関等と幅広く連携をとって行く際に、周知が進んでおらずスムーズに支援が実施されない例があると聞いている。外部機関との連携・周知の必要性についても庁内で周知をしっかりと行い、全庁一丸となって進めていただきたい。そうすることで市民理解も進んでいくと考える。

永野委員：サポートステーションの相談者は、行政窓口等をたらい回しにされており、その苦情をサポートステーションで受けている実情がある。また、明らかに犯罪被害者からの相談ではない案件であるにも関わらず、行政機関からサポートステーションを窓口として案内されている場合がある。たらい回しが起こらないよう、庁内周知・教育を行っていただきたい。

事務局：たらい回しは二次被害につながる。職場研修等を通して、職員の理解を深め、全庁一丸となって犯罪被害者支援に取り組んでいきたい。

竹島委員：交通事故後遺症者家族の会の立場で、全国から相談を頂くが、犯罪被害者窓口をご紹介する場合がある。相談者に窓口の問合せ先を紹介する際に、こちらからも各窓口事前に電話を入れておくが、自治体によって対応に温度差があるのが現状である。例え相模原市の窓口職員に知識があつたとしても、被害者の方の住民登録地の他自治体に引き継ぐような場合、相手方も同等の対応ができるとは限らない。全国的に条例制定等が進み、全国一律の支援が広まり、垣根のない支援が被害者の方に行き渡れば良いが、まだまだ厳しい現状である。被害者が声を上げられるような啓発活動を進めていただきたい。

渡邊委員：基礎自治体の窓口が機能し、調整役として動いていただくことが重要である。被害者支援センターでは、ほとんど生活支援はできず、裁判の付添い支援等が主である。住民にとって身近な基礎自治体の各窓口の職員等が、相談者の困

りごとをくみ取り適切な窓口につないでいく必要があると考える。例えば死亡届が出された際に、受付けた窓口職員が犯罪被害者相談窓口につなぐ等、そういった連携をとっていただきたい。多摩市では犯罪被害者支援に関する職員研修を全職員に対し計画的に実施しており、それにより庁内の各窓口から犯罪被害者相談窓口につなぐ、といった連携が実現していると聞いている。窓口職員に対して犯罪被害者支援の研修をしっかりと実施していただきたい。

事務局阿部課長：ワンストップ支援相談窓口の充実、窓口職員の庁内研修が重要であると考える。相模原市民の方から、多摩市役所の窓口においてお悔やみの際の接遇が素晴らしいという声をいただいたことがある。多摩市役所に研修内容の聞き取り等を行い、実効性の高い研修を実施したいと考えている。

事務局：本市では、市民の方がお亡くなりになられた際、区民課窓口に手続きに来られた方に渡す冊子を作成しているが、そちらに犯罪被害者等相談窓口や県のサポートステーションの問合せ先を掲載して案内をしているところである。今後実施していく犯罪被害者支援の研修などで、そういった冊子もより活用されるようになると思う。区民課の窓口職員等、市民の方と接する第一線の職場にいる職員に対して研修を行っていききたい。

椎橋会長：様々なご意見をいただいた。今日のご意見を取り入れた形で最終的な条例案を作成していただきたい。また、本日議論された条例案の骨子は、他市の条例に引けを取らない内容である。条例に基づく支援施策については、支援金への加算、入院要件を撤廃した重傷病支援金、弁護士相談・カウンセリングは対象を限定しないなど、充実した内容である。各支援施策を上手く機能させるためには、窓口職員に対する教育の重要性を指摘するご意見も出た。それらを含めて、条例骨子案・支援施策案が実際に議会を通過して実現されるよう、事務局にはご尽力いただきたい。

渡邊委員：今後パブリックコメントを実施されると思うが、市民の意見のみを受け付けるという市もあるが、あまり意見が集まらないと伺っている。広く意見を集めてより良い条例を作るために、市民以外からも意見を受け付けていただきたい。横浜市にも市民に限らず意見を募集していただいた結果、100 を超える意見が集まったと聞いている。検討していただきたい。

事務局阿部課長：多くの貴重なご意見をありがとうございました。皆様におかれましては第1回会議から本日まで、短期間にも関わらず、様々な意見をいただき密度の濃い議論になった。今後はいただいた意見を元に、庁内で意思決定を図っていく。条例の表現については今後の庁内の調整の中で多少変わってくることと、施策については市の財政状況も勘案しなければならないため、施行時にどこまで実施できるか庁内で調整が必要になることをご了承いただきたい。今後もみなさまにご意見を伺うこともあるかと思うがご協力をお願い申し上げます。次回会議に

については、庁議及びパブリックコメントを経て、来年2月の月上旬頃を目途に、本日の会議でいただいた意見を踏まえて事務局案がどう変わったか、パブリックコメント等を経て条例施行後の制度実施の見通し等について委員の皆様にご報告し、その上でご意見いただく場を設定させていただきたいと考えている。

宇田川副会長：非常に示唆に富んだ現場の知識をいただき、事務局については丁寧に意見を拾っていただき、良い案ができたのではないかと。有識者会議は今後も継続していくと伺っているが、犯罪被害者支援は非常にセンシティブで高い専門性が必要な分野であるため、条例制定後も現場レベルでの共同研修の実施が必要であると考えている。

以 上

相模原市犯罪被害者等支援に係る有識者会議委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	椎橋 隆幸	中央大学名誉教授	会 長	出席
2	宇田川 隼	神奈川県弁護士会	副会長	出席
3	生方 智恵子	公認心理士 (Counseling Room ウブカタ)		出席
4	笹野 章央	社会福祉法人相模原市社会福祉協議会		出席
5	渡邊 保	新全国犯罪被害者の会		出席
6	竹島 康美	特定非営利活動法人交通事故後遺障害者家族の会		出席
7	永野 弘幸	認定特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター		出席
8	竹内 洋一	神奈川県警察本部 警務課 被害者支援室		出席
9	小森 晴美	神奈川県くらし安全交通課		出席